

平成23年度の調査・研究テーマについて

1 付議事件

企業等の誘致、創業・ベンチャー支援や新しい産業を創出し、市内企業の成長・発展を進め、また雇用環境の整備や都市農業の振興を図るなど市民生活を支える地域経済の活性化施策の推進を図ること。

2 平成21年度・22年度の調査・研究テーマ

平成21年度 市内中小企業の振興について

平成22年度 地域経済活性化に向けた商店街振興について

3 平成21年度・22年度の委員会報告書

「横浜市特別委員会報告書（平成23年4月版）」及び横浜市会ホームページに掲載

平成23年2月7日

横浜市会議長

大久保 純 男 様

横浜経済活性化特別委員会

委員長 高 橋 正 治

横浜経済活性化特別委員会報告書

本委員会の付議事件に関して、次の調査を行ったので、その結果を報告します。

1 付議事件

企業等の誘致、創業・ベンチャー支援や新しい産業を創出し、市内企業の成長・発展を進め、また雇用環境の整備や都市農業の振興を図るなど市民生活を支える地域経済の活性化施策の推進を図ること。

2 調査・研究テーマ

地域経済活性化に向けた商店街振興について

3 テーマ設定の背景及び理由

市内の商店街は、店主の高齢化や後継者難、景気低迷に伴う消費低迷といった環境のもと、店舗の減少や商店街組織の解散を余儀なくされるなど、厳しい状況に置かれている。一方、高齢社会が進展する中で、商店街には今後も市民に身近な買い物の場、そして地域コミュニティ形成の場として機能を果たしていくことが期待されている。

そこで、商店街がこれらの機能を持続させていくため、横浜市が平成21年度に実施した商店街実態調査結果を背景に、商店街を取り巻く環境の変化、消費者ニーズの動向、商店街の現状などを踏まえ、具体的な施策提案に向けた検討を行うこととした。

4 委員会活動の経緯

(1) 平成22年7月14日開催

調査・研究テーマ「地域経済活性化に向けた商店街振興」についての提案

(2) 平成22年8月27日開催

調査・研究テーマの決定及び関係局（経済観光局）から調査・研究テーマに関する本市事業等についての説明聴取

(3) 平成22年8月27日

市内視察を実施

視察箇所：つくの商店街

(4) 平成22年9月24日開催

調査・研究テーマ「地域経済活性化に向けた商店街振興」についての視察を

踏まえた意見交換

(5) 平成22年10月29日開催

参考人の招致について決定

(6) 平成22年11月29日開催

参考人からの意見聴取

参考人：横浜商科大学商学部教授 佐々徹氏

案件名：横浜市商店街の実情と行政の役割について

(7) 平成23年1月17日開催

調査・研究テーマ「地域経済活性化に向けた商店街振興」についての意見交換

(8) 平成23年2月7日開催

委員会報告書案の内容を確認

5 本市における取り組み

本委員会では、本市における取り組みについて、関係局（経済観光局）より説明を聴取した。

以下は事業に関する主な説明内容（事業名称は現行名称）。

(1) 商店街活性化イベント助成事業（昭和62年度～）

地域のにぎわい・交流促進を通じた商店街活性化を図るため、商店街が実施するイベントの開催経費の一部を補助。

- ・商店街からの要望を踏まえ、会員数30店舗以下の小規模商店街について補助対象事業にセール等の販売促進イベントを追加（平成17年度）。
- ・より身近な窓口で申請することができるよう、申請窓口を横浜市商店街総連合会から区地域振興課に変更（平成17年度）。
- ・区の実情に応じた支援が可能となるよう、区内の商店街が実施するイベントについては、局が定めた要綱から区が定めた要綱による支援に変更（平成20年度）。

(2) 安全・安心な商店街づくり事業（平成17年度～）

商店街の発展、地域防犯対策等を図るため、防犯パトロールを実施している商店街に対して、街路灯の電気料金・ガス灯のガス料金の一部を補助。

- ・「安全・安心な商店街モデル事業」（旧事業名称）からの移行に当たり、各区4商店街の支援枠を撤廃（平成18年度）。

（3）商業経営支援事業（平成16年度～）

商店街や商店を取り巻く諸課題を解決し、商店街の活性化につなげるため、商店街及び個別店舗に専門家を派遣し、各種助言を実施。

- ・「商店街相談診断事業」、「あきないの魅力づくり総合診断事業」及び「商店街活性化支援アドバイザー派遣事業」の各事業を統合し、「商店街と個店の経営支援事業」（旧事業名称）とする（平成18年度）。
- ・専門家派遣の対象を、商店街と個別店舗のほか、卸売団地組合等の商業団体に拡大し、現行名称に改称（平成21年度）。

（4）店舗流動化支援事業（平成21年度～）

商店街内の後継者不在店舗等と創業希望者とのマッチング支援及び成立後の事業継承等に必要な経費の一部を補助。

- ・空き店舗解消に向けた取り組みを商店街に促すとともに、空き店舗の情報を提供して新たな出店を促すため、事業対象に後継者不足の店舗のほか、商店街で必要業種等を検討した空き店舗も追加し、「市井の名店継承事業」（旧事業名称）から現行名称に改称（平成21年度）。
- ・事業継承に係る費用の一部を支援するため、双方の合意に至った場合の創業希望者に対する助成を追加（平成22年度）。

（5）空き店舗活用事業（平成8年度～）

空き店舗の解消による商店街の活性化を図るため、審査により選定されたすぐれたビジネスプランに対して、改装費・賃料の一部を補助。

- ・空き店舗への出店と、商店街のソフト事業とを同時実施することによって活性化への効果を高めるため、商店街が運営する店舗、NPO法人等が運営する保育サービス施設・高齢者交流施設等に加え、空き店舗への出店と、商店街が実施する地域ニーズに対応したソフト事業の同時実施を補助対象に追加（平成16年度）。
- ・空き店舗への出店と同時に実施する、商店街によるソフト事業が、商店街にとって負担が大きいことから、ソフト事業の実施を補助要件から外し、商店街の負担を軽減（平成20年度）。

- ・魅力ある店舗の出店による商店街の活性化を図るため、ビジネスプランを審査し、選定された事業者への補助に変更（平成20年度）。
- (6) 商店街ソフト支援事業（平成21年度～（ア・イは平成16年度～））
- ア プラン実践支援
 - イベント以外のソフト事業に係る経費（情報誌やホームページ等作成費、エコ活動経費等）の一部を補助。
 - イ 商学連携支援
 - 大学等と連携した商店街活性化の取り組みに係る経費の一部を補助。
 - ウ 商店街（個店）の魅力UP支援
 - 店主が知識や技術を来街者に伝えるための講座開催経費の一部を補助。
- (7) 商店街環境整備事業（昭和28年度～）
- ア 商店街単独整備
 - 商店街が行う街路灯、防犯カメラ、駐車場、舗道等の施設整備に係る経費の一部を補助。
 - イ 公共事業と一体的な整備
 - 電線地中化等公共事業の実施とあわせて商店街が行う施設整備に係る経費の一部を補助。
- (8) 商店街組織強化支援（平成22年度～）
- 任意団体商店街組織が法人化した場合に、法人化に係る経費の一部を補助。
- (9) 地域経済元気づくり事業（平成18年度～平成22年度）
- 商店街と地域活動団体との連携づくりを進める拠点を設置・運営し、地域ニーズ調査や地域資源の発掘、商店街への事業提案を通じて、商店街・地域経済の活性化を促進。
- (10) 商店街事業提案型活性化事業（平成19年度～）
- 地域経済元気づくり事業を実施した地域の商店街が、事業成果を踏まえて総合計画を策定し、計画に基づき実施する商店街活性化事業に係る経費の一部を補助。
- (11) 商店街販売促進支援事業（平成21年度～）
- 商店街の認知向上に向け、市内の商店街が統一して実施する「横浜Y・Y・150円商店街」の開催を支援。

6 視察

本委員会では、調査・研究テーマの検討に資するため、以下のとおり市外視察及び市内視察を行った。

(1) 市外視察

ア 北海道札幌市（平成22年8月18日～19日）

佐藤茂副委員長、伊波洋之助委員、清水富雄委員

- ・「まちづくりと連携した商店街活性化の取り組みについて」

（札幌市議会において説明聴取）

- ・「札幌狸小路商店街における安全安心な環境づくりについて」

（札幌狸小路商店街振興組合において説明聴取後、同商店街を視察）

イ 愛媛県松山市、香川県高松市（平成22年8月19日～20日）

高橋正治委員長、大滝正雄委員、加納重雄委員

- ・「松山中央商店街の振興について」

（松山市議会において説明聴取後、松山中央商店街を視察）

- ・「高松丸亀町商店街における再開発事業について」

（高松丸亀町商店街振興組合において説明聴取後、同商店街を視察）

ウ 新潟県新潟市（平成22年8月23日～24日）

石渡由紀夫副委員長、飯田助尚委員、川辺芳男委員

- ・「商店街空き店舗対策事業について」

（新潟市議会において説明聴取後、上古町商店街を視察）

- ・「地域経済活性化に向けた誘客事業について」

（新潟地下開発株式会社において説明聴取後、西堀地下商店街（西堀ローサ）を視察）

(2) 市内視察

つくの商店街（平成22年8月27日）

会議室において、つくの商店街協同組合理事長より、同商店街（鶴見区）の概要や駐車場開設の問題、ツイッターによる取り組み等について説明を聴取し、質疑及び意見交換を実施。その後、同商店街を視察。

7 参考人からの意見聴取

本委員会では、有識者を参考人として招致し、意見聴取を行った。

(1) 参考人

横浜商科大学商学部教授 佐々徹氏

(2) 案件名

横浜市商店街の実情と行政の役割について

(3) 参考人選定理由

商店街振興に造詣が深く、関内・関外TMO幹事会幹事長、商学連携事業（大口通商店街及び野毛商店街）等、本市施策とのかかわりが深いため。

(4) 講演概要

- ・商店街衰退の要因は、単に社会構造の変化だけではなく、職住分離による商店街自体の内部的変化や、個店のさまざまな実態の変化が合わさっているため、問題を複雑にしている。
- ・商店街が地域社会の中で果たしてきた役割を再確認する必要がある。日常の買い物の場としての役割はもちろんだが、地域の文化をはぐくむ役割、まちの安全を守る役割、地域活動を支える役割がある。仮に商店街がなくなってしまうと、買い物の場がなくなってしまっただけではないことを認識しなければならない。
- ・商店街はバリアフリーな買い物の場であるという考え方がある。これから先の時代においては、この観点に基づき、商店街が存在する意義を見出していくことができるのではないだろうか。
- ・特に食料品については、つくる人、売る人の顔が見えるものを求めるニーズが高まっており、この点から、これからの商店街振興の方向性を考えていくことができる。
- ・消費者の購買活動においては、買い物の場としてさまざまな選択肢が用意されていて、ニーズに合わせて選択できる状況があることが本当の豊かさであるという考え方がある。商店街はスーパーと異なり、対面販売でコミュニケーションしながら買い物ができるため、選択肢の多様化、豊かさへとつながる。
- ・商店街は、人が集まりやすいところに自然発生的にできるものと、人が集ま

るように全体をデザインしてつくる開発型のものがあるが、いずれにせよ、地域社会の中でおのずと人が集まりやすいところに位置しているため、人々のコミュニケーションなどの場となる。商店街が衰退してしまうと、このような場がなくなってしまうということになる。

- ・商店街組織の構造は、強制的統制手段を持っておらず、メンバーが固定化されているという特性がある。商店街支援においては、この特性を頭に入れておくことが必要であり、すぐに実績が上がらなくても、あきらめずに時間をかけて育てるということを考えていただきたい。
- ・商店経営者のタイプには、生活できればよいという自営志向型と、自分の商売を天職と思っている自活志向型の2つのタイプがある。これからの商店街振興においては、自活志向型の商店経営者及び後継者の発掘、育成が必要である。
- ・商店街支援メニューの情報を、商店街組織の末端、特に若い経営者や後継者に届くような仕組みを工夫すべきである。また、相談窓口を明確にして、一本化する必要もある。
- ・これから先の世代の人たちに対しては、そもそもコミュニケーションしながら買い物をする楽しさなどからPRしていく必要がある。
- ・商店街活動は必要であると考えているが、時間がないために参加することができない人が多いので、商店街活動への人的資源供給の支援をしてもらいたい。

8 解決すべき課題等についての委員意見概要

本委員会では、これまでの委員会及び視察等において、調査・研究テーマに関し、次のような課題が掲げられ、意見が述べられた。

(1) まちづくりと商店街について

- ・経済活動はもとより、生活の場としても、また、まちづくりとの関連においても、商店街の役割は重要な事柄である。
- ・商店街の課題解決には、まちづくりや福祉の分野なども含めた多角的な視点が必然的に要求される。
- ・地区プランを考えるときに、どうしても商店街との関係が出てくる。それぞ

れの商店街にもよるが、商店街は、区と局に働きかけて、将来的にどのような商店街にしていくのかを考えた方がいい。

- ・商店街と各区・局が一体となり、商店街活性化をまちづくりの視点から考えていくことも必要である。

(2) 高齢社会と商店街について

- ・高齢社会における商店街の役割は、地域コミュニティーの中心を担うべきものとして期待が高まっている。
- ・商店街の役割として、防犯的な部分のほかに、高齢者対応という部分も必要になると思う。
- ・高齢社会の中で、公営バスと同じように福祉的な要素を持った商店街として、生鮮三品（魚・肉・野菜）を高齢者や体の不自由な方たちに提供していくことが将来的に求められる政策につながると思う。
- ・これからの高齢社会において、商店街の果たす役割は、生活インフラとして非常に重要だということを市民に伝えていかなければいけないと思う。
- ・昔は御用聞きをして配達していたが、今はそういった精神が乏しいのではないか。商店街が振るっていかない大きな原因だと思う。
- ・少子高齢化社会の中で、商店街の役割は変わってくると思う。効率は悪いが、商店街が高齢者の安否確認を兼ねた御用聞きをして、これについて市がカバーしていくことが必要なのではないか。

(3) 商店街の組織強化について

- ・さまざまな商店街の要素をいかに有効に使うかということは、商店街のリーダー次第であり、強いリーダーシップが必要だと思う。したがって、リーダーの育成等、将来に向けての商店街のあり方を作っていく政策も必要ではないか。
- ・商店街同士が新しいネットワークをつくる中では、今後、おのおのの特性を相互に生かし合うような考え方が必要になってくるのではないか。
- ・商店街をつくっていくときに、方向性のあり方を広い視野で求めていくことが必要ではないか。発想の転換をして、人材育成に力を入れていくべきだと思う。
- ・商店街がみずからチャレンジするという意識づけというものが必要である。

(4) 商店街に対する支援について

- ・国の補助や市の事業として商店街支援をやっていても、そこに消費活動が伴わなければ、商店街活性化策の効果が出にくいのではないか。
- ・生鮮三品（魚・肉・野菜）がそろわない商店街では、商店街にいくら助成しても活性化は難しいのではないか。
- ・商店街支援の焦点を、防犯などの公共的な部分に当てるのか、店の経営そのものに当てるのか、そのバランスが難しいと思う。
- ・個店の持っている力が結果的に商店街を大きくするのであって、商店街がうまくいくというのは、そこに限ると思う。
- ・各地域の商店街を活性化させるには、区の役割が非常に重要だと思う。
- ・地権者とのやりとり、駐車場やアクセスなど、商店街を取り巻く課題の解決にも、市が支援していかなければならない。
- ・個店が頑張っていくことが商店街の活性化につながるというプロセスを、市がどのように支援していくか、明確にしていくべきである。
- ・商店街の役割は、今までのものとは変わってきており、それをリードするのが市の役割である。

(5) 市の広報、周知等について

- ・市民・消費者に、市として商店街支援施策があることを情報提供し、消費者側にも商店街を守っていくような機運を生ませる検討が必要だと思う。
- ・現場の店主の多くは、商店街支援に関する情報をしっかりと整理整頓し、認識してはいると思う。
- ・市は、地域の商店街に対し、さらに情報を提供してコミュニケーションをとっていただきたい。
- ・市は、経済産業省が選定している「がんばる商店街77選」の情報を、商店街に提供していただきたい。
- ・商店街だけに頑張ってもらって、客を呼んでもらうという形ではなく、市民の生活の場であるということを市から市民にアピールしていく必要があるのではないか。
- ・市の役割として、さまざまな支援策があるということを周知し、その責任をしっかりと果たさないといけない。

- ・商店街周辺の住民に対して、商店街のよさに関する広報活動が足りないのではないか。
- ・個店に対して、今、世の中では何が売れているのかということを含め、市が徹底して情報提供をしていくことが大事である。

(6) その他全体にかかわるもの

- ・商店街の調査を見ると、負の連鎖が進んでいて、それが加速していくような状況にあるので、どこかで負の連鎖を断ち切っていくといけないのではないか。
- ・例えば、交通が不便であるとか、車を持っていないとか、そのような方々に対しても、商店街を残していくことで地域での生活を充実させる必要があると思う。
- ・商店街と地域について、商店街は受け身の姿勢でいるのではなく、地域には商店街を応援していく姿勢がないといけないと思う。その流れをつくっていくことが必要である。
- ・宅配サービスのようなシステムを商店街が少しでも担うことができれば、客の流れも変わってくるのではないか。

9 地域経済活性化に向けた商店街振興についての提言

横浜市では、平成22年4月に横浜市中企業振興基本条例が施行され、市内経済の発展に努めている。

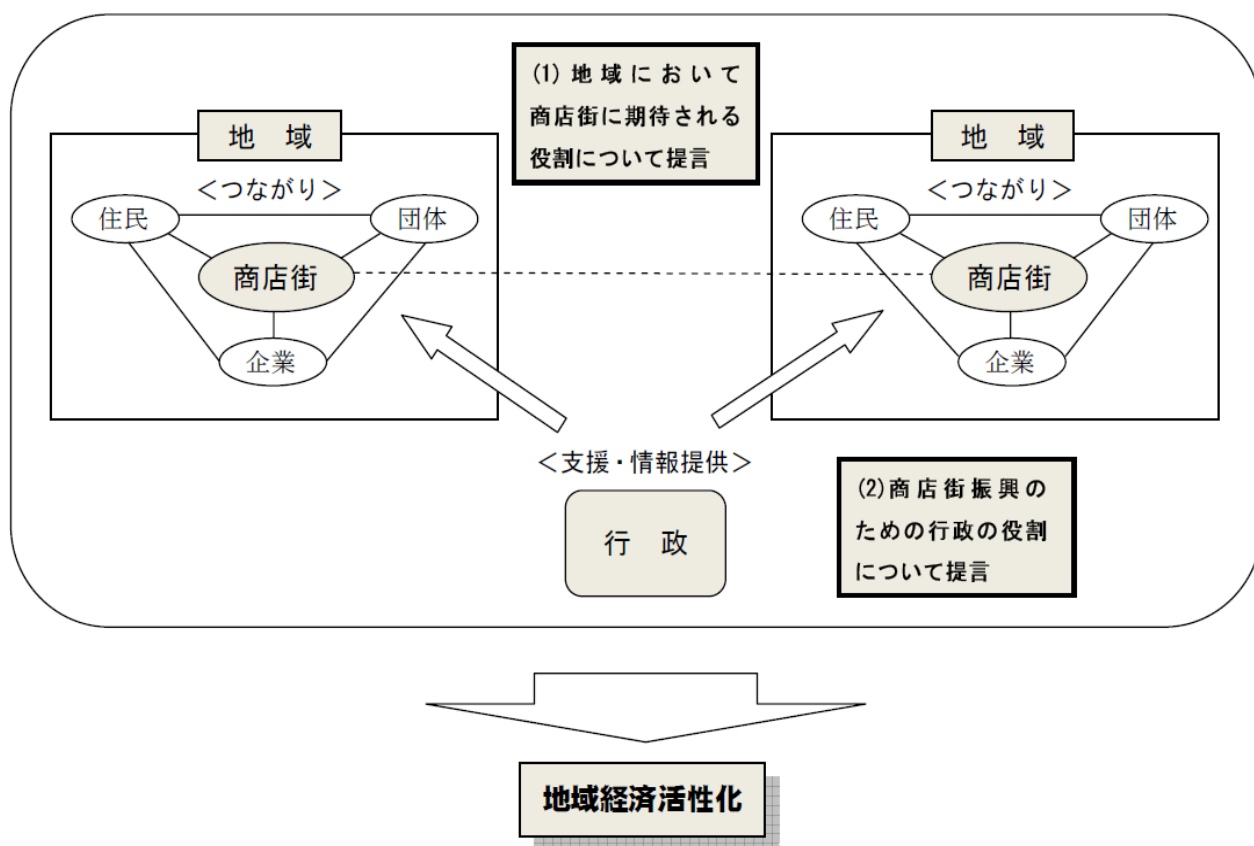
本委員会においては、これまでの委員会活動において、地域経済活性化に向けた商店街振興について議論してきた。

その中で、横浜市ではさまざまな商店街振興施策に取り組む一方で、商店街振興を検討するに当たって欠かすことのできない「商店街振興のための商店街及び行政の役割」の具体的な明示が欠けていることに着目し、この点について重点的に議論をした。

このような経過を踏まえ、本委員会は、「地域において商店街に期待される役割」及び「商店街振興のための行政の役割」という2項目を、商店街振興を推進

していくための指針として、次のとおり提言する。

なお、下図は指針についてのイメージ図である。



(1) 地域において商店街に期待される役割

商店街振興を推進していくための指針として、「地域において商店街に期待される役割」を示すこととする。

高齢社会の進展などによる社会情勢の変化のもと、地域経済活性化に向けて商店街振興が重要であると考え、商店街には、「日常の買い物の場」としての役割のほか、「まちの安全を守る」、「地域活動を支える」等、さまざまな役割が期待されていることを商店街・行政は共有する必要がある。

その上で、商店街は、地域内の多様な主体とつながりを生み出すことにより、地域コミュニティーを醸成するとともに、地域ニーズを積極的にくみ取り、イベントや高齢者などを対象とした福祉的な取り組みについて、他の主体と協力・連携して実施するなど、地域にとって必要な取り組みを実行に移すことが

求められる。

また、このような取り組みを推し進めるなかで、商店街は行政と連携し、既存の商店街運営・商店経営の考え方にとらわれない人材育成・組織強化等についても、積極的に取り組むべきである。

さらに、商店街において消費活動が活発に行われることにより、初めて商店街の商機の強化が図られることから、これらの取り組みとあわせて、商店街での消費活動の喚起につながる取り組みがなされることが期待される。

(2) 商店街振興のための行政の役割

商店街振興を推進していくための指針として、「商店街振興のための行政の役割」を示すこととする。

横浜市では、「商店街活性化イベント助成事業」等、さまざまな商店街振興施策を実施しており、その周知にも取り組んでいるが、十分に施策が活用されていない商店街の振興のためには、それらの施策が積極的に活用されなければ何ら効果は得られない。

その上で、横浜市は、現在取り組んでいる商店街振興施策の情報提供はもちろんのこと、商店街が、みずから課題の解決や商店街振興に向けた取り組みを行うことを重視するべきである。そのためにも、横浜市は、地域特性を踏まえた上で、それぞれの商店街に見合った商店街振興施策を商店街とともに検討し、商店街振興施策の提供に取り組むべきである。

終わりに

各商店街が置かれている環境はそれぞれ異なっており、共通した解決策を見出すことは困難であるが、本委員会では、委員間による意見交換のほか、視察及び有識者からの意見聴取を実施し、議論を深めることができた。

商店街振興に当たっては、横浜市の支援のみならず、商店街の自主性が求められる一面があり、欠かせない要因の一つとしてとらえることができるが、さまざまな活動を担う人材の育成については、支援策を提供する横浜市においても、専門性を高めるための人材育成が特に重要ではないだろうか。

本委員会における提言を踏まえ、地域経済活性化に向けた商店街振興が一層促進することを期待する。

○ 横浜経済活性化特別委員会名簿

委員長	高橋正治	(公明党)
副委員長	佐藤茂	(自由民主党)
同	石渡由紀夫	(民主党)
委員	伊波洋之助	(自由民主党)
同	清水富雄	(自由民主党)
同	藤代耕一	(自由民主党)
同	飯田助尚	(民主党)
同	川辺芳男	(民主党)
同	大滝正雄	(公明党)
同	加納重雄	(公明党)
同	大桑正貴	(無所属クラブ)
同	大貫憲夫	(日本共産党)
同	小幡正雄	(ヨコハマ会議)

平成 22 年 5 月 10 日

横浜市会議長

川 口 正 寿 様

横浜経済活性化特別委員会

委員長 森 裕 之

横浜経済活性化特別委員会報告書

本委員会の付議事件に関して、次の調査を行ったので、その結果を報告します。

1 付議事件

企業等の誘致、創業・ベンチャー支援や新しい産業を創出し、市内企業の成長・発展を進め、また雇用環境の整備や都市農業の振興を図るなど市民生活を支える地域経済の活性化施策の推進を図ること。

2 調査・研究テーマ

市内中小企業の振興について

3 テーマ設定の背景及び理由

横浜の中小製造業は、すぐれた技術力を持って我が国のものづくりを支えてきたが、今回の経済危機で、大きな打撃を受け、まさに生き残りをかけた正念場を迎えている。このような中で、市内中小製造業が、すぐれた技術力を武器に、環境など今後成長が見込まれる新たな分野に進出し、グローバルな競争の中で生き残り、成長を遂げていくことこそが、今後の横浜経済の活性化のために欠かせないと考える。

また本市は、市場の大きさ、高度な人材の集積など、すぐれたビジネス環境や開港以来新たなビジネスを創出してきた土壌を有しており、社会経済構造の大転換期の今こそ、こうした横浜の強みを生かしつつ、福祉、子育て、環境など新たな社会のニーズや課題をチャンスとしてとらえた、さまざまなビジネスの創業を支援するとともに既存企業の新分野進出等を促進し、将来の横浜経済の持続的な発展につなげていくことが極めて重要なことである。以上の理由から、調査・研究テーマを「市内中小企業の振興」についてとし、特に「横浜の強み、技術力を活かしたものづくり、起業家支援や創業促進」に絞り込んで調査・研究を行うこととする。

4 委員会活動の経緯

(1) 平成21年7月21日開催

調査・研究テーマ「市内中小企業の振興」についての提案

(2) 平成21年8月6日開催

調査・研究テーマの決定及び関係局（経済観光局）からテーマに関する本市

事業等について説明を聴取

(3) 平成21年11月2日

市内視察を実施

・財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）

（視察事項：事業の概要説明、相談業務の概要説明、相談事例紹介）

・リーディングベンチャープラザ

（視察事項：施設・事業の概要説明、試作開発工場（同プラザ1階）視察）

・株式会社吉岡精工

（視察事項：事業の概要説明、同社工場視察）

(4) 平成22年1月21日

市内視察を実施

・社団法人横浜市工業会連合会

（視察事項：事業の概要説明、同会役員との意見交換）

(5) 平成22年1月21日開催

調査・研究テーマ「市内中小企業の振興」についての意見交換

(6) 平成22年4月23日開催

委員会報告書作成に向けた意見交換

(7) 平成22年5月10日開催

委員会報告書作成に向けた意見交換（報告書の確定）

5 中小企業を取り巻く状況

景気の低迷が長期化し、経済情勢の悪化が続くと、真っ先に中小企業がその影響を受ける。地域経済を根底から支え、雇用を吸収し、地域社会とともに成長してきたと言える中小企業の多くが、極めて厳しい環境に置かれている。

歴史的経緯を見ると、我が国では、大企業が多数の中小企業を長期継続取引のもとで、日本独特の重層的な下請構造の中に組み入れていた。運命共同体的と言えるグループの中で技能向上を図っていった結果、高品質で低価格な工業製品を生産することができ、これを国内外に供給するという国内生産拠点配置・輸出志向型構造であった。我が国経済の発展は中小企業による牽引によるとも言える。

その後、世界が市場経済を経済原理とするアメリカ型のグローバリゼーション

の時代に突入すると、非効率な企業やいわゆる社会的弱者は競争原理に基づき市場から排除されるため、雇用と所得の不安定化が引き起こされた。

バブル崩壊後は、不況の下で、コストカット・競争力強化のため生産の拠点が低賃金の中国などの東アジア等に移り、これにより雇用と技能が海外へ流出してしまった。

このような大企業の多国籍企業化による企業内国際分業の進展により、製品・部品・素材のグローバルな調達（世界最適調達）が進み、その結果、貿易は国と国との間での財の取引という性格が弱まり、日本企業による企業内国際取引の比重が高まった。リーマンショック後の現在も、生産拠点の海外移転や中国などからの製品輸入増大の勢いはとまらない。

このため、IT系ソフト・コンテンツ産業の急速な進展と、それとは対照的に製造業の空洞化をもたらし、際限のないコスト競争に全面的に巻き込まれ、また、デフレ状況が続いている。

金融機関の弱体化、リスク回避意識の増加なども相まって、長引く景気低迷の中で、存立基盤が崩され、倒産・廃業する企業も増加している。

多くの中小製造業は、大企業との下請関係を長く続けており（※社団法人日本経済団体連合会が定義する「協力・サポート型」（後述））、下請体質から脱却することは容易とは言えない。

【参考1】我が国の中小製造業の類型

「ものづくり中小企業のイノベーションと現場力の強化」（平成19年10月16日社団法人日本経済団体連合会作成）によると、我が国の中小製造業は5つの類型に整理される。

その中でも最も多いと思われるのが「協力・サポート型」であり、本委員会として調査・研究を行うに当たり、主に着目した類型である。

1 中小製造業の5類型

（1）グローバル・ニッチ型

世界に通用する技術、自社製品を持ち、国内のみならず世界のマーケットでトップクラスのシェアを誇る企業群。一般的に名前は知られていなくても、「知る人ぞ知る」エクセレント・カンパニーである。このような企業は、日

本全国に多数存在しており、業界においては国内外から注目を集めているケースが多い。

(2) 高度職人技型

世界的に見ても高度な技能レベルを持つ職人および職人集団を擁する企業群。グローバル・ニッチ型との違いは、グローバル・ニッチ型の場合は比較的組織的に運営され、集団でノウハウ・技能・技術が蓄積されているのに対して、高度職人技型は個人レベルの職人技がコア・コンピテンスになっている点である。

(3) ローカル・ニッチ型

必ずしも圧倒的な技術力や技能を擁しているわけではないが、すぐれた経営手腕とマーケティング手法で、主として日本国内において確たる地位を占めている企業群。一部の企業は積極的に海外に展開をしている。

(4) 新世代型

製造業に関心を持ち、みずから起業している若い世代による企業群。2世・3世などを後継者とする企業も含まれる。従来の考えに拘泥せず、積極的な設備投資や技術導入、経営革新などにより新たな領域を切り開こうとする企業が多い。

(5) 協力・サポート型

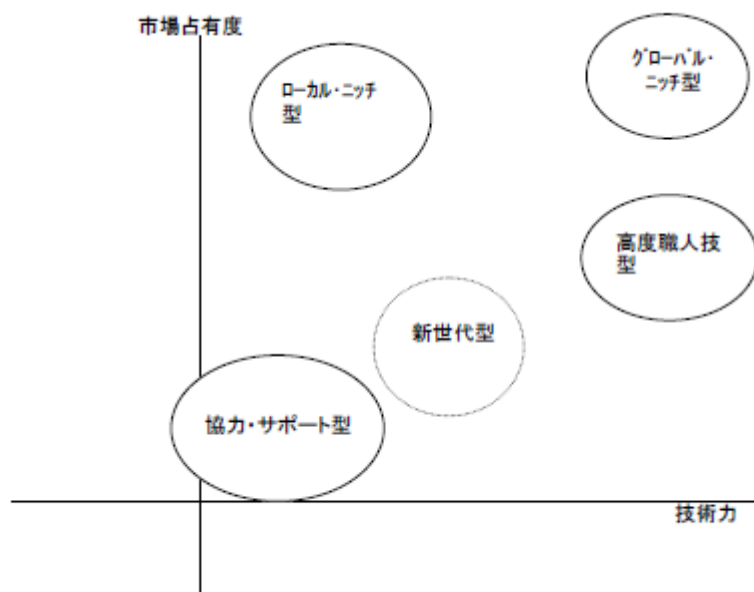
現在、中小製造業において最も多いと思われる企業群。多くの企業は親会社や大手発注元からのオーダーに依存してきたが、国際競争の激化や取引先会社の海外進出などの経営環境の変化により、苦しい経営を強いられている。一方、現状から抜け出そうと努力する企業も少なからず存在しており、試行錯誤を繰り返しながらみずからの存在価値を高めるため努力している。

協力・サポート型には、多くの中小製造業が属している。その広がりは大きいが、概して独自技術に乏しく、市場占有度も低いことが多い。多くの企業はここ10～15年間の大きな環境変化によって厳しい局面にあるが、窮状から抜け出すべく努力をしている企業も少なからず存在する。

この企業群では、従来の取引関係の延長上で存続している企業が多い。長年、親会社・発注元からの厳しい要求にこたえてきた企業の多くは、高い適応能力・問題解決能力やノウハウ、技術、技能を持っているはずであるが、

問題は、それが自社独自のビジネスとして展開していかないことである。その理由としては、自社のシーズ（技術力）が市場のニーズとどのようにマッチしているかについて判断するための知識・情報を十分に収集できないこと、収集した知識や情報を十分に活用しきれていないことなどが挙げられる。

5つの企業群のマトリックス分類



6 本市における現状と市の取り組みの状況

(1) ものづくり・製造業施策

ア 背景・現状認識

横浜市の主要産業である製造業の現状について見ると、事業所数、従業者数ともに長期的に大きく減少しているが、近年は減少の割合が少なくなっている。また、製造品出荷額等及び付加価値額については、平成14年以降増加傾向となっており、1事業所当たりの出荷額や付加価値額は増加していることがわかる。

次に、平成19年工業統計調査のデータから製造品出荷額等の業種別の構成比を見ると、一般機械、情報機器、輸送機器などの加工組立型が大きな割合を占めている。

また、同じ調査から区別の状況を見ると、事業所数が最も多い区は港北区（約700事業所）で、従業者数が最も多い区は都筑区（約18,000人）となっ

ている。磯子区、戸塚区、栄区などは、1事業所当たりの従業者数が多く、逆に南区、港南区、泉区などは、1事業所当たりの従業者数が少ない状況となっている。

なお、区別の製造品出荷額等及び付加価値額を見ると、いずれも鶴見区が最も多い区となっている。

さらに、平成19年工業統計から市内の工業集積状況について見ると、市内には8つの工業集積エリア（京浜臨海部地域、臨海南部（本牧・根岸、金沢・鳥浜）地域、内陸南部地域、内陸北部地域、鶴見東部地域、鶴見西部・港北東部地域、港北中部地域、瀬谷・旭地域）があり、その総面積は4,117ヘクタールで、事業所数の合計は約1,860社に上る。

これらの工業集積エリアのうち、主な地域の状況を見てみると、京浜臨海部地域には大規模な事業所が多く立地しており、市域北部に位置する内陸北部、鶴見西部・港北東部、港北中部の各地域には比較的小規模な企業が多く、エリアの面積に対して多くの事業所が立地している。

また、工業集積エリア内には、12を超える産業団地があるが、そのうち主な産業団地別の集積状況を見ると、第1次戸塚中小企業団地における自動車部品製造業、鳥浜工業団地における機械金属加工業などから、緑区の白山ハイテクパークや鶴見区の末広ファクトリーパークにおける研究開発型企业まで、さまざまな企業が集積している。

イ 横浜市の取り組み（事業内容）

本市では、ものづくり産業の持続的発展支援として、さまざまな施策の展開を図っている。

まず、開発促進・競争力強化として次の3つの事業を実施している。

① 新技術・新製品開発促進事業

すぐれた技術を活用して行政課題の解決を図る横浜版SBI R[※]を推進するとともに、中小企業研究開発等助成により、企業独自の新技術・新製品開発に係る経費への助成を実施する。

※横浜版SBI R（Small Business Innovation Research）

本市の行政現場の技術的な課題を研究開発テーマとして中小企業に提示し、その技術開発力を活用して解決を図る制度

② 横浜型低炭素ものづくり促進事業

横浜版 S B I R を活用して中小企業の温暖化対策に資する技術開発への支援を進めるとともに、中小企業の製品及び製造過程における脱温暖化を推進する。

③ 産学連携等推進事業

大学と企業の交流の場の拡大や、研究成果の事業化支援等を実施する。

次に、ものづくり基盤の強化として、主に次の事業や制度融資を実施している。

① ものづくり経営革新設備投資促進事業

中小製造業の技術・製品の高度化、CO₂削減、防災対策等の経営革新のための設備投資などに対する助成を実施する。

② 企業間ネットワーク形成事業

中小製造業の取引促進に向けて、商談会の開催等を通じて、企業間のネットワークづくりを実施するとともに、市内中小企業と大手企業等との技術連携を促進して共同開発や新分野進出を支援する。

③ ものづくり人材育成支援事業

中小製造業における、ものづくりの担い手となる人材の育成及び技術人材確保に向けた支援を実施する。

④ 技術力向上支援事業

中小企業の技術力向上を支援するため、技術相談、試験分析、産業デザイン支援等を実施する。

⑤ 企業価値向上資金「制度融資」

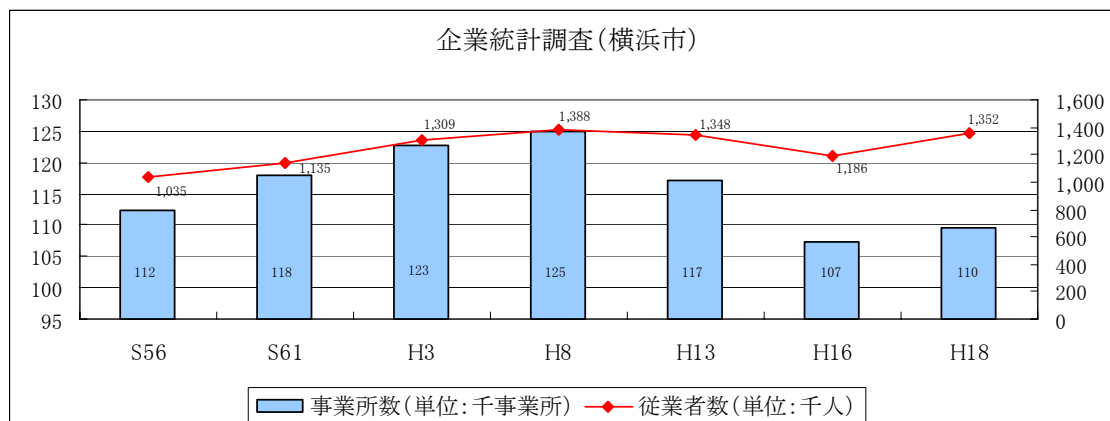
ものづくり支援、拠点整備特別支援として、横浜版 S B I R などによる研究開発や B C P (Business Continuity Plan) の策定、工場等の新增設を行う市内中小企業に対する融資を実施する。

(2) 起業家支援・創業促進

ア 背景・現状認識

本市の事業所数、従業者数は、昭和56年から増加傾向にあったものが、平成8年をピークに事業所数、従業者数とも減少傾向に転じ、簡易調査年の

平成16年に底を記録した。その後の平成18年の調査では、事業所数、従業員数とも増加傾向に転じている。



(出所:「横浜市の事業所」 横浜市総務局)

事業所数の減少は、地域経済の衰退につながるため、起業・創業を促進することが横浜経済の活性化や市民雇用の維持・促進につながるとの考えに立って取り組みを進めていく必要がある。そこで、本市では、厳しい経済状況が続く中において、チャレンジ精神あふれる都市「横浜」をアピールするなど、横浜の特性や強みを背景に、起業家支援・創業促進を図っている。

イ 横浜市の取り組み(事業内容)

本市では、豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的発展を目標に、起業家支援・創業促進を「資金」、「経営支援・相談」、「誘致・施設」等の各分野に分類し、それぞれ下記に挙げる施策を展開している。

【資金】

① 創業ベンチャー促進資金

市内での新たな創業者を対象に設備あるいは運転資金を貸し付ける中小企業融資制度

【経営支援・相談】

① 財団法人横浜企業経営支援財団

創業、新事業展開、経営改革に取り組む中小、ベンチャー起業者が直面する経営、法律、税務などの課題に対する専門家相談やビジネスプランコンテストを開催する。

②その他相談等（横浜ベンチャーポートほか）

ベンチャービジネス、ソーシャルビジネスなどの創業を志している人を対象に、セミナーの開催や関連する起業相談、情報提供を実施する。

【誘致・施設】

①企業誘致助成金ほか

IT・バイオ・映像など、横浜市が定める重点産業を営む企業への助成金等を活用した誘致を実施する。

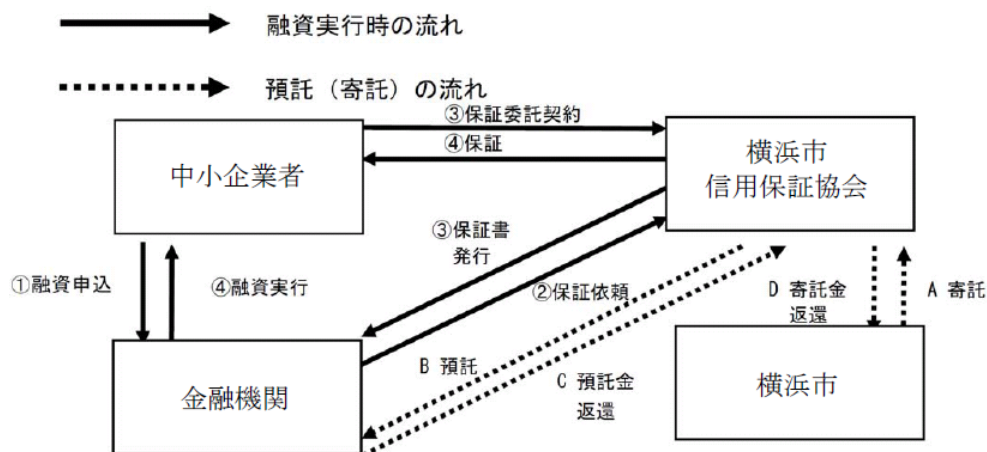
②インキュベーション施設

横浜市、横浜企業経営支援財団等により、創業期の事業者を支援することを目的とした施設の運営を行う。

【参考2】中小企業金融について

1 横浜市中企業制度融資の仕組み

横浜市では金融機関の融資に対し、公的な信用保証機関である横浜市信用保証協会の保証を付すことにより、中小企業の資金調達の円滑化を図っている。また、金融機関に資金を預託し、市中金利より低利率で融資を実施している。



2 融資実行の流れ

- (1) 中小企業者が融資の申し込みを行う。
- (2) 金融機関は融資審査をし、信用保証協会に保証依頼を行う。
- (3) 保証審査で適正と判断された場合は、信用保証協会は信用保証書を発行する。
- (4) 金融機関は信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行う。

3 平成21年度制度融資実績

現下の中小企業の資金繰り状況としては、景気低迷により設備投資を控える一方で、業績悪化等で減少する運転資金を補うための借入れがふえている。

平成21年度の本市制度融資の実績は、融資枠2,000億円に対して同額の2,000億円となっている。

主な資金の実績は、セーフティネット特別資金748億円、緊急借換支援資金614億円など経営の下支え資金が大きな割合を占めている。

【参考3】中小企業金融円滑化法について

長引く不況のもと、中小企業の資金繰り支援として、平成21年12月4日に「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」、いわゆる中小企業金融円滑化法が施行され、金融機関は中小企業の返済条件変更の申し出に対し積極的に応じるよう努めることとなった。新聞報道によると、平成22年2月末現在のメガバンクの対応状況は、条件変更の申し込みに対してそのほとんどが実行されている。ただ企業側には、今後新規融資を受ける際に条件変更をしたことがネックとなるのではないかと警戒する声もあるようである。

一方で、同法の趣旨にのっとり制定された、信用保証協会の保証により元利払いを猶予する「条件変更対応保証」については、本年2月末現在、全国で1社しか利用しておらず（全国信用保証協会連合会調べ）、いまだ実質的に機能していない状況である。これは、保証対象を、信用保証協会を利用していない企業かつ政府系金融機関も利用していない企業に限定したため、対象となる企業がごく一部になったことが大きな要因と考えられている。

7 解決すべき課題

「横浜の強み、技術力を活かしたものづくり、起業家支援や創業促進」の課題としては、各委員から次のような意見があった。

(1) 「ものづくり・製造業施策」に対する課題

初めに、中小企業は大企業の下請業務が多いため、生産調整や価格の値下げを要求されやすい。そのため、経営は不安定な状況にあり、海外の安価な労働力による価格競争に巻き込まれて、国内製品が海外製品に圧迫されており、製

品単価が異常に安価になることが挙げられる。

次に、多くの中小企業経営者はすぐれた技術を有しているが、繁忙や経営ノウハウが充足していないため、効率的な経営がなかなかできないケースが見受けられる。そのため、新しいビジネスモデルや新製品の開発能力を有していても、商業ベースにのせるまでに時間がかかり、起業・創業が容易ではない。また、新技術を開発しても、外国等にその技術が無断使用され、多大な損害が発生する事例が挙げられる。

次に、横浜市工業会連合会は、産業振興に関する提言、経営基盤の強化、ビジネスチャンスの創出という役割を果たしているが、中小企業の絶対数の減少や、インターネット等の充実により各種情報が得やすくなっている等の理由により、工業会加入社数が減少傾向にあるという課題が挙げられる。

次に、行政のものづくり支援メニューは多様であるが、制度の周知不足により十分に活用されていない例も多く、中小企業の経営者が利用しやすくなるような工夫をすることが必要となっている。

次に、日本の技術力はすぐれているにもかかわらず、後継者不足等の問題により、技術が十分伝承されていないという現状がある。そのため、小学生や中学生といった初等・中等教育段階でのものづくりを尊敬できるような教育的取り組みや、企業内における技術指導のための訓練学校の設置といった取り組みが必要となっている。

(2) 横浜市が実施している中小企業振興施策についての課題

技術力、シェアがともに高く、国内外での競争力が強い中小企業は、みずからの力で成長していくことができる。一方で、親会社からの発注に依存してきた多くの中小企業は、急速に景気が悪化する中で厳しい経済環境に置かれているが、その状況下においても経営改善に向けて努力をしている企業も少なくない。行政として、そのような企業を中心に支援していくことが重要である。

特に中小企業の多い建設業界においては、公共事業の発注において、公共事業の入札では低価格入札がふえているといった現状が挙げられる。公共事業の入札では、公平性、透明性を確保することは当然重要であるが、本来の公共事業の趣旨としては、中小企業の育成の観点も重要であり、適正価格で落札することが企業の健全経営と育成にとって大切なはずである。しかし、現状の入札

制度は価格競争に傾斜しているため、適正価格で落札できる入札制度を模索する必要がある。

次に、市内事業者への発注、市内在住者の雇用の割合を高め、労働者を市外へ流失しないようにすることが重要である。例えば、各自治体で進められている指定管理者制度については、公の施設の管理運営を民間企業等にゆだねることにより市民サービスを向上させ、経費を節減させるというメリットがあるが、指定管理者が市内事業者ではない事例も見受けられ、必ずしも市内経済の活性化につながっていないことが挙げられる。

(3) 起業家支援や創業促進の課題

初めに、福祉、子育て、環境など新たな社会のニーズや課題をチャンスとしてとらえたさまざまなビジネスの創業など新しい産業を育成することで、雇用対策や本市経済の活性化については空き店舗が目立つ商店街における店舗・事務所の需要を喚起させ、地域の活性化につなげていく必要がある。

次に、S B I Rや新しいベンチャー、第二創業に代表されるように、既存の企業が新たな分野に技術を応用するなど、事業転換を図る必要がある。

次に、環境産業、エネルギー問題の分野で日本は非常に進んでおり、国や地方自治体がさまざまな助成を行っているが、起業しても助成がなければ事業が成り立たないという現状がある。また、すばらしいアイデア・技術を持っていても、資金・経営ノウハウ・販路・宣伝などの経営資源に乏しいため起業・創業が困難であるといった課題も挙げられる。

8 提言

日本の戦後の経済発展は、「ものづくり」に支えられてきたと言える。そして、ものづくりを根底から支え、地域経済・地域社会の発展に貢献してきたのは、中小企業である。しかし、現下の経済危機の中で、中小企業は倒産の危機に瀕している。中小企業の倒産をこれ以上ふやすことは、地域経済・地域社会そのものを崩壊させることにつながりかねない。したがって、これを阻止するための施策を短期（資金繰り対策等）・長期（人材育成に基づく経営改善等）の二つの側面から進め、ものづくりが尊敬される社会を再構築していく必要がある。

(1) 方向性

ア マッチング

グローバル化の進展に伴い窮地に陥っている中小企業に対しては、総合力で立ち向かうための支援をする必要がある。

総合力を高め、技術開発、販路拡大、事業転換などを行うためには、それぞれの中小企業が持つ多様な技術・ノウハウを相互補完させることが重要である。その支援策については、同分野の企業同士はもちろんのこと、例えば商品の開発・製造・流通・販売などそれぞれの過程における異分野の企業をマッチングさせ、中小企業が総合力を高められるような支援策をとらなければならない。

本市におけるマッチングに関する施策としては、分野別企業同士（技術協力等）、商店街の店舗と起業家人材、産学のマッチングの支援、無料職業紹介事業等が挙げられるが、これらの施策のより一層の充実を図るとともにそのPR活動を充実させるべきである。

イ 現場主義の推進

中小企業支援施策を展開するに当たっては、現場に行って実際に調査をし、現場が望んでいることと施策内容が一致する必要がある。

そのためには、例えば中小企業調査を行い、1社1社の技術、ノウハウや経営上の課題に即した支援を充実させていかなければならない。具体的には、研究開発から販路開拓までの一貫した支援、ニーズの情報提供、人材育成の支援、民間からの相談・提案を受け付ける窓口（通称：共創フロント）の公民連携の手法を活用する等、本市の支援施策のより一層の充実を図るとともにそのPR活動を充実させるべきである。

ウ 起業家への支援

起業家を適切に支援するためには、創業準備期から経営の安定期に至るまで成長の各段階で起業家・経営者の目線に立った、よりわかりやすく、利便性の高い相談体制の整備や適切な情報を提供する必要がある。

また、団塊の世代や子育てを終えた女性の経験やノウハウを生かすため、セミナーを開催するなど新たな人材の活用ができる環境を整備していく必要がある。

エ プロモーションの推進

横浜での創業を促進させるために、横浜の持つすぐれたビジネス環境（市場の大きさ、人材の集積など）、技術、商品をPRしていくべきである。また、販路拡大を支援するために、横浜のすぐれたものづくりを積極的に内外にアピールするプロモーション活動を推進していくべきである。

オ 経営改善のための啓発

経営者の意欲・意向については、「頑張る経営者」がとかく注目されがちであるが、一方で、行政の支援施策に依存し、大がかりな経営改善を望まない経営者も存在していると言われている。

このような「親会社等の要求にこたえるだけの体質につかった企業」、「大がかりな経営改善を望まない経営者」に対し、新製品開発、事業転換、第二創業等の支援メニューを用意したからといって、それを活用しようという意欲を喚起することは容易とは言いがたい。行政側は、このような認識を常に持ち、企業に支援メニューを活用してもらい意欲を高めるような啓発活動を推進するべきである。

(2) 具体的な取り組み

ア 中小企業研究開発促進事業（SBIIR）、横浜型知的財産戦略等の一層の充実・活用

中小製造業においては、グローバルな経済構造の中で、企業競争力をつけ自立化を図ることを目指す必要があり、そのためにはみずからがマーケティングを行い、みずからの技術力を生かして顧客のニーズに合った商品を開発し、製品仕様を提示できるようにならなくてはならない。

このような観点から、本市が行っている「SBIIRによる新技術・新製品開発」、「横浜型知的財産戦略による知財の有効活用促進」等の施策を推進し、積極的にPRすることで、時代が必要としている福祉、子育て、環境等の分野や、グローバル競争に勝ち残るためには不可欠と言えるITの分野での新製品開発、第二創業等を促進させるべきである。

イ 相談業務とコンサルティングの質の強化

本市が行っている、中小企業者に対するインターネットによる情報提供、相談窓口設置やコンサルタントのあっせん・派遣などについては、利用する側の視点に立ち、制度をより一層利用しやすくなるような工夫を講ずるべき

である。

特に、1社1社の実情に即したきめ細かい支援ができるワンストップサービスや類似した経済圏・方面別の窓口設置、課題があると思われる現場への積極的な訪問など、経営者の意識改革も視野に入れた相談業務を充実させるべきである。

ウ 人材育成

従来、中小企業は大手の下請の仕事を中心に担ってきたが、グローバル化に伴いオンリーワンの企業が求められているため、今後人材を育成する際には、ものづくりに使命を感じ、みずから何かを生み出せるような人材を育てていくという視点が重要である。

そのためには、まず、未来の人材育成という観点から、小中学生の子供たちに実際のものづくりの現場を見せるなどの取り組みを積極的に行うべきである。次に、ものづくりを志している人に対しては、技術を学べる機会が得られるよう、例えば企業に受け入れを要請するなど、技術指導に関する取り組みを行うべきである。

終わりに

今回のテーマの1つであった「起業家支援・創業促進」については、現状の認識や横浜市の施策などについて意見交換を行い、また、中小企業支援の側面から金融制度などを調査したところ、本市中小企業融資制度での融資メニューなど整備が図られているものもあったが、融資の実態としては、資金繰りに苦勞するといった状況がある。さらには、景気が低迷し受注競争が激化する中で、中小企業の育成という観点からも、適正価格で落札できる入札制度が求められている。これらの課題についてはさらなる掘り下げを行うとともに、引き続き検討を行うことが必要であり、本構成においては、最終的な提言に至ることができなかった。

このように、中小企業振興施策においては、さまざまな課題も残されているが、横浜市会では、3月26日の本会議において、議員提案による横浜市中企業振興基本条例が全会一致にて成立した。この条例は、市内経済の持続可能な発展のため、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することを目的としており、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するための基本方針等を明らかにしたものである。

今後は、この基本条例の理念を具現化するために、中期的計画に具体的な施策を盛り込む必要があるなど、オール横浜として中小企業の振興、支援に取り組んでいくことが求められており、議会としても中小企業の振興施策の実施状況を注視していく必要がある。

○ 横浜経済活性化特別委員会名簿

委員長	森	裕之	(民主党)
副委員長	渡邊	忠則	(自由民主党)
同	杉山	典子	(無所属クラブ)
委員	嶋村	勝夫	(自由民主党)
同	田中	忠昭	(自由民主党)
同	畑野	鎮雄	(自由民主党)
同	横溝	富和	(民主党)
同	斎藤	真二	(公明党)
同	手塚	静江	(公明党)
同	大貫	憲夫	(日本共産党)
同	工藤	裕一郎	(ヨコハマ会議)
同	片桐	紀子	(無所属)

